

10/2
日

雨天
決行

2016

栗まつり

山県市
ふれんど

午前9時〜午後4時
とろろ 四国山香りの森公園
主催 山県市まつり実行委員会

イベント 内容

- CBCラジオ番組公開録音
[ゲスト] 原田悠里
[司会] さゆりん
- 「マロン陵」ものまねライブ
- 芝生広場ステージ出演 酒井直斗
- パッコロリン ミニステージショー
- 移動動物園 ●ダンスパフォーマンス
- 山県市ご当地グルメ ●郷土芸能
- バザー ●栗つかみ取り

公開録音ゲスト



原田
悠里



©NHK・NHKエデュケーショナル

パッコロリン ミニステージショー

話題の水素自動車 「MIRAI」が来るよ!



ダンスパフォーマンス



イメージ

移動動物園



【動物取扱業登録】事業所の名称：いちご動物園／事業所の所在地：愛知県豊田市ニタ宮町西ノ洞12-1／動物取扱業の種類：展示／登録番号：動本第453号／登録年月日：平成19年5月11日／有効期間の末日：平成29年5月10日／動物取扱責任者：原 裕二



マロン
陵

ものまねライブ

※当日、天候などにより内容を予告なく変更する場合がございますので、ご了承下さい。

主催／山県市まつり実行委員会

お問い合わせ先／山県市まつり実行委員会事務局 TEL.0581-22-6830 (山県市役所産業課内)

10月2日(日)の会場周辺は、駐車場が少ないため、山県市役所、市総合体育館、桜尾小学校、大桜グラウンド、美山支所(美山中央公民館経由)、伊自良支所からの無料シャトルバスをご利用下さい。

ちょっと
待って



その領収書、捨てないで！ 高校生の医療費も助成します

市民環境課 TEL22-6827

高校生の医療費を まちづくり振興券で助成します

高校生などが医療機関にかかった場合、窓口で支払った自己負担相当分を「山県まちづくり振興券」で保護者に助成します。希望する人は、必ず受付期間中に申請してください。助成対象者には、6月中旬に申請書類を郵送しています。詳しくは、市HPをご覧ください。

▼助成対象医療費

受付期間の前々年1月から前年12月まで、保護者が市内に住所を有する期間に支払った高校生などのお子さんの医療費です。

下の年齢別助成対象一覧表を参考にしてください。

▼受付期間・時間

平成29年1月4日(水)～2月15日(水) 8時30分～17時15分
※土日祝日は除く
(夜間窓口開設日)
1月25日(水) 8時30分～21時
(休日窓口開設日)
1月8日(日)、2月12日(日) 9時～12時

▼受付場所

市民環境課 ②番窓口

▼申請書類

- ・申請書・医療費明細書
- ・医療費領収書(原本)
- ・学生証・保険証・印鑑など

【年齢別助成内容一覧表】対象となる領収書の期間は次のとおりです。平成28年4月1日現在

平成28年度	生年月日	助成対象領収書	助成対象療養費
高校1年生	H12.4.2生～H13.4.1生	H28.4.1～H28.12.31 高校生になってからのもの	・入院、外来の自己負担分 ・調剤の自己負担分 ・補装具の負担割合分 ・接骨院などでの自己負担分(保険対象分に限る) ※スポーツ振興センターや高額療養費給付などで補てんを受けた部分は対象外
高校2年生	H11.4.2生～H12.4.1生	H28.1.1～H28.12.31	
高校3年生	H10.4.2生～H11.4.1生	H28.1.1～H28.12.31	
卒業生	H9.4.2生～H10.4.1生	H28.1.1～H28.3.31 高校生だったときのもの	

注意：平成27年中の助成対象領収書も受付します。振興券は1,000円単位で交付しますので、助成の対象となる領収書の合計金額が1,000円未満の場合は、助成対象となりません。

福祉医療費助成制度を行っています

市民環境課 TEL22-6827

次の対象者に医療費の助成を行っています。

助成額は保険診療の自己負担分の全額で、制度の利用には、申請をして受給者証の交付を受ける必要があります。また、住所や氏名・健康保険証が変更になったときは手続きが必要です。受給者証、印鑑、健康保険証を持参のうえ手続きしてください。

重度・母子・父子の 受給者証を更新します

現在交付されている重度・母子・父子の福祉医療費受給者証の有効期限は9月30日までです。新しい受給者証を交付しますので更新手続きをしてください。該当する人には9月中旬以降に案内通知を郵送します。なお、所得制限により該当しない場合もあります。

▶受付期間

9月23日(金)～30日(金)

【土日は除く】

▶受付場所

通知書に記載します。

名称	対象者	受給者証	所得制限	対象医療	助成方法
子ども医療費助成	0歳～小学校就学前まで(6歳に達した日以降の最初の3月31日)までの児童	乳幼児	なし	入院・外来	【医療機関】 ■県内 保険証と一緒に受給者証を提示してください。 ■県外 自己負担分を一旦支払い、市民環境課または支所で払い戻しの手続きをしてください。
	小学校1年生～中学校3年生終了(15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの児童	子ども			
母子家庭等医療費助成	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない母とその児童、父母のいない18歳未満の児童	母子家庭等	あり		
父子家庭医療費助成	18歳到達後の年度末までの児童を養育している配偶者のいない父とその児童	父子家庭			
重度心身障害者医療費助成	・身体障害者手帳(1～3級)所持者 ・療育手帳(A1、A2、B1)所持者 ・精神保健福祉手帳(1、2級)所持者 ・戦傷病者手帳(特別項症から第4項症)の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級の交付を受けている人	重度			